

西日本豪雨災害 義援金募集要領

(平成 30 年 7 月豪雨)

2018 年 7 月 20 日
（公社）日本武術太極拳連盟 会長代行 岡崎 温

7 月上旬に発生した西日本豪雨災害は、200 人を超える死者・行方不明者と、3 万戸を超える家屋被害をもたらしました。災害に遭われた方々からお見舞い申し上げます。

日本連盟は、47 都道府県連盟を通じて、全国各地の武術太極拳団体やサークルの方々から、広島・岡山・愛媛各県の武術太極拳連盟の会員の皆様に向けた義援金を募集いたします。

被災各県の武術太極拳連盟は、いまだに会員の被害状況の把握に取り組んでいるところで、会員の被害概況はまもなくご報告できるものと伺っています。

現時点で、下記のように義援金募集の要項を発表いたします。これに基づき、各都道府県連盟から、この書面の写しとともに義援金募集呼びかけを頂きたいと存じます。

2011 年の「東日本大地震」、また、2016 年の「熊本地震」では、多くの方々の善意が義援金として示されました。このたびの西日本豪雨災害について、各地でできることを取り組んでいただくよう、お願いいたします。

記

1. 義援金募金期間：

- 1) 第 1 次募金期間： 2018 年 7 月 23 日（月）～ 8 月 31 日（金）
- 2) 第 2 次募金期間： 2018 年 9 月 1 日（土）～ 9 月 30 日（日）

2. 募金方法：

- 1) 都道府県連盟の加盟団体ごとに会員の募金を集計し、「募金者名簿と募金額」を上記期限までに、所属都道府県連盟ごとに提出していただきます。

※「募金者名簿・募金額」は各団体ごとに作成し、**募金者の氏名と金額を明記**していただきます。※個人から日本連盟に直接の義援金は受理しません。必ず、所属団体から都道府県連盟に提出して下さい。

※都道府県連盟は、第 1 次募金期間（8 月 31 日締切）の募金期間中に受け取った「名簿」と「金額」をまとめて、**9 月 7 日（金）までに日本連盟に送付**して下さい。日本連盟は、同期日までに受け取った「名簿と金額」をまとめて、ただちに被災地県連盟に送付します。

※第 2 次募金期間（9 月 30 日締切）については、都道府県連盟は、この募金期間中に受け取った「名簿と金額」をまとめて「**10 月 5 日（金）までに日本連盟に送付**して下さい。日本連盟は、同期日までに受け取った「名簿と金額」をまとめて、被災地県連盟に送付します。

2) 募金額：武術太極拳の会員・愛好者同士が助け合う募金です。10 いくらの金額設定はいたしません。応募者各位のご厚志の金額で応募して下さい。ただし、**募金を厳格・公正に管理するため「募金者名簿」には募金額を明記**して下さいようお願いいたします。

3. 被災地への募金の送付方法：

日本連盟は、都道府県連盟から受領した第 1 次募金総額を、被災各県連盟の会員の被害程度を勘案して配分し、各県連盟宛に送金します。該当する県連盟は、所属団体ごとに会員の被災程度に応じて義援金を配分していただきます。

第 2 次募金総額も、締め切り後に同様に行います。

4. 義援金応募者の名簿について：

「東日本大震災」「熊本地震」における義援募金の際には、募金に関わった多くの方々の善意を「募金者名簿（機関誌『武術太極拳 増刊号』）」に掲載し、公表いたしました。しかしながら同時に「名簿作成にかかわる負担を、少しでも多く募金者に届けてほしい」という声も多数寄せられました。

そのため、今回の「西日本豪雨災害」に関する募金につきましては、「募金者名簿」の作成はいたしません。皆様から寄せられた名簿は、日本連盟事務局にて保管させていただくのみとします。

以上

2018年西日本豪雨災害 義援募金 募金者名簿

(平成30年7月豪雨)

<都道府県連盟所属団体→都道府県連盟→日本連盟>

都道府県連盟名： 東京都武術太極拳 連盟 (印)

所属団体名： _____ (印) (取扱者名： _____)

(提出日：2018年 _____ 月 _____ 日 所属団体 → 都道府県連盟宛)

No.	ご芳名	募金額	ご芳名	募金額
1			16	
2			17	
3			18	
4			19	
5			20	
6			21	
7			22	
8			23	
9			24	
10			25	
11			26	
12			27	
13			28	
14			29	
15			30	

合計金額 _____ 円

※ 所属団体の名前が明記されていない用紙は無効です。